

越介保第357号  
令和8年(2026年)6月2日

各介護サービス事業者様

越谷市高齢介護部介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

### 介護サービス従業者の安全確保について(通知)

日ごろより、本市の介護保険行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
既に報道等によりご承知のことと存じますが、昨日、川口市内において就業中の介護支援専門員が生命を奪われるという大変痛ましい事件が発生いたしました。

介護サービス事業者の皆様におかれましては、改めて介護サービス従業者の安全確保のため必要な対策を講じていただきますようお願い申し上げます。なお、利用者やその家族等から暴力・ハラスメント等でお困りの際は、下記の「専用相談窓口」、「警察安全相談」で相談を受け付けているほか、埼玉県において、「訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金」を実施しておりますので、ご検討いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 専用相談窓口(別添1)

- (1) 名称  
埼玉県介護・障害福祉事業所等暴力・ハラスメント相談センター
- (2) 相談対象  
県内の訪問介護・訪問看護事業所や、介護施設の職員等
- (3) 相談内容  
利用者・利用者家族等からの暴力・ハラスメント等に対する対応方法など
- (4) 相談方法  
電話(048-783-5263)又はWebからの問合せ
- (5) 相談受付時間  
月曜日～金曜日 9時～17時(祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く)  
※Webからの問合せは24時間毎日受付

## 2 警察安全相談（別添2）

- (1) けいさつ総合相談センター  
電話 #9110（携帯電話からも利用可）  
ダイヤル回線及び一部の I P 電話からは、相談専用電話（048-822-9110）
- (2) 警察安全相談室（各警察署）  
電話 各警察署代表電話  
電話、面談どちらでも対応（来署の場合、予め警察署代表電話へ連絡）  
※急がない場合、平日 8 時 30 分～17 時 15 分

## 3 訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金

- (1) 概要  
複数の訪問介護員等が訪問介護・訪問看護を行った際、利用者やその家族等の同意を得られず、介護報酬が算定できない場合に費用を補助
- (2) 補助基準額の例  
訪問介護 30 分以上（身体介護が中心である場合） 3,960 円/回  
訪問看護 30 分以上（看護師等による複数人訪問の場合） 4,020 円/回
- (3) 補助率  
10 分の 9
- (4) 補助対象事業者  
埼玉県内に所在する訪問介護等<sup>(※)</sup>を行う事業所を設置している事業者  
(※) 指定居宅サービスに該当する訪問介護若しくは訪問看護又は指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護
- (5) 受付方法  
交付申請を行う前に、補助要件に適合するかどうか事前協議により審査を行います。申請を検討される場合は、埼玉県福祉部高齢者福祉課施設・事業者指導担当（048-830-3254）に電話でお問い合わせください。

以上

### 【お問合せ】

越谷市高齢介護部介護保険課計画担当

電 話：048-963-9305(直通)

メール：[kaigo@city.koshigaya.lg.jp](mailto:kaigo@city.koshigaya.lg.jp)